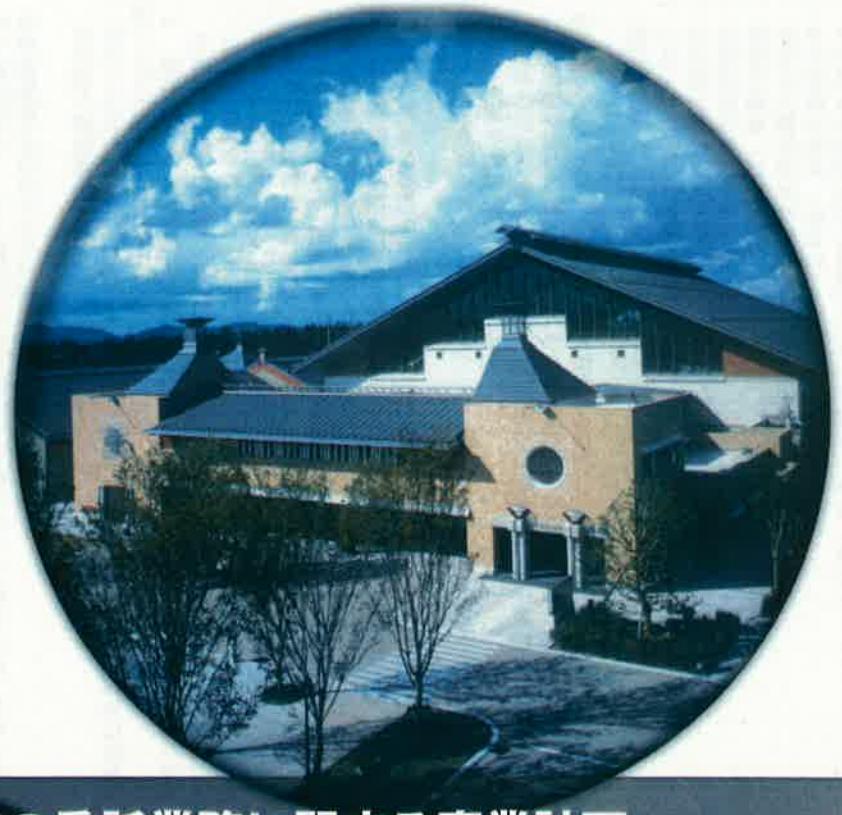

武道館の委託業務に関する事業計画
（平成２６年度～平成３０年度）

公益財団法人鳥取県体育協会

武道館

目　　次

１管理運営の基本的な考え方

（１）武道館の指定管理者を希望する理由・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）管理運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
①本県のスポーツの普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営
②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営
③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営
④収入の確保と経費節減を図る管理運営
⑤鳥取県の施策と連携した管理運営
⑥地域や法人等と連携した管理運営
⑦環境に配慮した管理運営
⑧組織・人的資源や管理実績を活かした管理運営
⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営
⑩職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営
（３）他の施設管理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

２施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

（１）サービスの向上策と利用促進に向けた取組　・・・・・・・・・・・　７
①安全性を重視して武道以外にも開放された施設
②誰もが利用しやすい施設づくり
③施設の情報を積極的に公開
④利用者の利便に寄与
⑤とっとり県民の日は無料開放
⑥インターンシップや中学生の職場体験学習
⑦ボランティア活動を推奨
⑧暴力団排除条例を踏襲し暴力団を排除
⑨県外からの利用を促進
⑩武道館を有する各市町村の教育委員会と協力
⑪中学校授業武道必修化研修に協力
（２）利用者等の要望の把握及び対応方針・・・・・・・・・・・・・・・　１７
①要望の把握方法
②要望への対応方針
③モニタリングの活用

３施設管理

（１）施設設備の維持管理、衛生管理の考え方・・・・・・・・・・・・・　２１
①安全対策の徹底
②清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）
③施設設備の長期安定使用のための維持管理
④環境配慮活動
⑤ＬＥＤ化の推進
⑥消費電力の節電
（２）外部委託の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

４料金設定

（１）開館時間の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）休館日の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（３）利用料金の考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（４）利用料金の減免に対する考え方と設定内容・・・・・・・・・・・・　２６

５事故・事件の防止措置と緊急時の対応

（１）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策・・・・・　２７
①火災・災害等防止対策
②スポーツ活動における事故防止対策
③不審者等防止対策
④ＡＥＤの管理
⑤救急用具を常備
⑥安心トリピーメールを館内に表示
（２）緊急時の体制・対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
①火災・災害対応
②事故対応
③不審者等対応
④蘇生法・応急手当の実施と対応
⑤Ｊアラートシステムを活用した緊急体制
⑥爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制
⑦ＰＭ２．５に関する注意喚起
⑧差別落書きの対応
⑨新型インフルエンザのパンデミック（大流行）対応
（３）利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法・・・・・・・・・　４７

①苦情、トラブルの未然防止策
②苦情、トラブルに対する対処方法

６個人情報保護等への対応

（１）個人情報保護への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
（２）情報の公開への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

７武道の普及振興

（１）武道の普及振興の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（２）武道の普及振興に係る事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
①武道教室の充実
②大会誘致及びトップアスリートの招へい
③競技団体や関係団体が行う強化合宿や講習会の支援
④障がい者・高齢者スポーツ活動支援
⑤出張指導
⑥鳥取県との連携
⑦ボランティア指導者活用

８組織及び職員の配置等

（１）管理運営の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
（２）職員の職種等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
（３）現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針・・　７１
（４）日常の職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
（５）人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

９関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

・・・・・・・・・・　７７

１０委託、工事請負の発注予定

・・・・・・・・・・　７７

１１法人等の社会的責任の遂行状況

（１）障がい者雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
（２）男女共同参画推進企業の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
（３）ＩＳＯ14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）
　Ⅰ種またはⅡ種規格認定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
（４）家庭教育推進協力企業としての協定締結・・・・・・・・・・・・・　７８

１２その他の計画等

（１）管理業務の移行計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
（２）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
①指定管理機関５年間事業展開
②社会貢献について
③交通規制遵守への取組について
④許可の手続き
⑤スポーツ安全保険の提供
⑥忘れ物保管方法等の徹底
⑦人権に配慮した施設運営
⑧適切な会計処理
⑨保険への加入
⑩館内の禁煙
⑪健康づくり応援
⑫管理運営の効果的な実施
⑬守秘義務の遵守
⑭内部会議による管理運営効率の向上
⑮地産地消型の施設運営
⑯駐車場の使用料
⑰鳥取県体育協会職員が保有する資格等について
⑱武道館平成２４年度施設所管課による業務点検評価結果

１管理運営の基本的な考え方

（１）武道館の指定管理者を希望する理由

私たち公益財団法人鳥取県体育協会は、「スポーツの普及及び健全な発展を図ることにより、県民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚に寄与すること」を目的に設立された公益財団法人です。競技団体を始めとした６４の加盟団体を抱えており、これら関係機関と連携の上、事業展開を行っています。

県立武道館についても、施設管理とスポーツの振興等を一体的に行うという考えのもと平成 12 年 9 月に開館以来、鳥取県の委託を受け継続して当協会が**『武道館から伝えよう！心豊かにたくましく』**を合言葉に管理運営を行い多くの県民に利用していただいています。

平成 21 年度から平成 24 年度は毎年 10 万人を超えています。

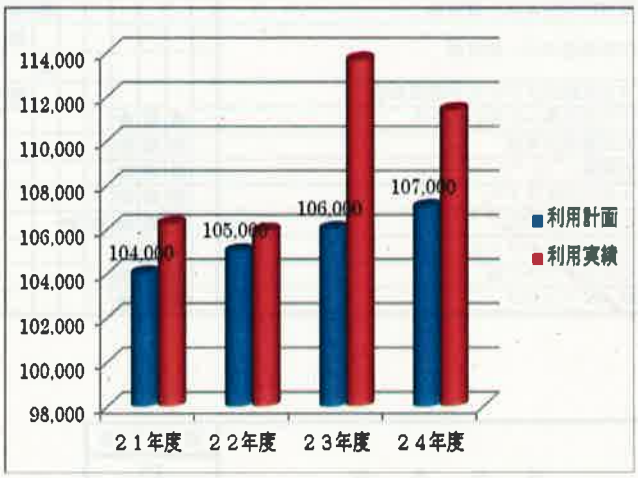

	利用計画	利用実績	増減
２１年度	104,000	106,233	2,233
２２年度	105,000	105,911	911
２３年度	106,000	113,649	7,649
２４年度	107,000	111,366	4,366

私たちは、各武道及びスポーツを専門とした職員を活かし管理運営をしています。各種教室を開催し、武道を通じての青少年の健全育成また生涯スポーツとしての役割を担って施設運営を行っています。武道だけでなく運動を通じ健康で豊かな活力のある生活を県民に提供するため、健康運動教室も実施します。学校体育だけでなく、社会体育として子供たちの成長を育んでいます。

そして、地域スポーツ振興のため各種スポーツ大会で審判等を派遣します。地域活性化のため、外部指導者として学校へ職員を派遣しています。

武道活性化のため各種武道大会を開催し青少年の親睦交流、競技力向上の場として開催しています。また、武道指導者を育成するため指導者養成講習会を開催して指導力の向上をはかっています。

武道の拠点施設として各武道連盟と連絡調整をとり、スムーズな大会運営に協力をしています。平成 23 年度には競技団体と協力し中四国ブロック柔道フェスタを誘致し、世界大会で活躍している選手を(公財)全日本柔道連盟から派遣していただき盛会に開催しました。

そして、武道に適した環境を利用者へ提供するため、専門職員による日常の点検・管理のなかで安心安全で事故のない施設運営を目指してします。安全性を重視して小道場にあ

る畳の隙間埋めや畳裏面の滑り止めシートを設置しました。

利用者の視点に立ち、弓道場へ冬場の練習に対応するため武者窓を設置し利用者のニーズに対応しています。

利用者とコミュニケーションをとりながら施設運営を行い、より快適な施設づくりを行っています。

全国で武道の中心施設である（公財）日本武道館が組織する全国都道府県立武道館協議会とのネットワークを活かし中央から一流の講師を招き講習会を開催し、最先端の指導方法・情報を提供していきます。

平成24年度から完全実施となった中学校保健体育授業での武道必修化にともない指導者研修会を開催しています。この事業は鳥取県教育員会と連携をとり、中学校保健体育の先生に参加できる環境をつくるため各学校への配慮をしていただき講習会を開催しました。中央から専門講師を招き武道経験の浅い先生にも分かりやすい授業の進め方・指導の仕方など実技を通じながら行いました。

県内の武道施設を有する市町村教育委員会等で組織する鳥取県公立武道館協議会の幹事施設として各武道館の活性化に努めています。市町村の武道館へ講師を派遣し子供たちに指導し、武道の普及振興を行っています。

県立武道館の施設維持管理だけではなく、鳥取県の武道を普及振興するため職員一丸となり全力で取り組んでいます。そして競技力向上など武道拠点施設として様々な面で大きな役割を果たしていきます。

管理運営では**セイフティ（事故・災害防止）・コンプライアンス（法令遵守）・エコロジー（環境保護）**の３つを基本に地域に密着した運営を行っています。

このようなことから他の管理者ではできない武道館管理運営そして地域貢献を行っています。

以上のことから今後も、公共サービスに携わる事業者として、基本原則である公共性・公平性の理念を追及していき、「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例」を再度理解の上、施設の管理運営をとおして地域の活性化、県民の豊かで潤いのある生活に寄与するため、平成２６年度からの指定管理者制度において、引き続き鳥取県立武道館を担当させていただきたく関係書類を提出します。

（２）管理運営の方針

私たち公益財団法人鳥取県体育協会は、公共施設の運営に携わる者として、県民（利用者）に対して「安心」「安全」「信頼」を提供する義務があります。
子ども・高齢者・障がいのある方すべての県民の皆様に喜んで利用していただくために、万全な事故等の予防管理と緊急時の危機管理体制の確立をすべてにおいて最優先として管理していきます。

また、「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、公共施設としての設置目的や意義を尊重した運営・サービスの提供を行います。
更に、私たち公益財団法人鳥取県体育協会のノウハウを導入し、以下の１２項目を重点項目として質の高い運営を追及していきたいと考えています。

①本県のスポーツの普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営

・公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体や鳥取県教育委員会を始めとした関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取組みます。
・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
・武道関係団体等と連携して、各種大会やイベント等の開催・誘致等に取組みます。
・県民が健康で心身共に豊かな暮らしができるよう鳥取県教育委員会等の関係各所と連携をとり、指導者・保護者・学校そして地域と一体となりスポーツが好き・運動が好きな子供を育てるよう協力していきます。

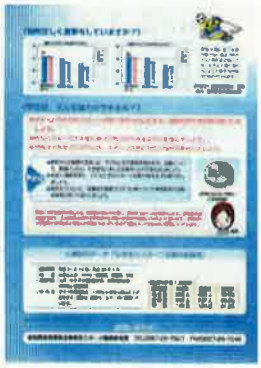

・鳥取県が包括提携を行っている事業で武道普及振興につながる事業を取り入れて協力していきます。

②公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

・施設利用申込マニュアル（別紙１）に従って公平に利用していただくとともに、利用内容によっては事前に調整会を行うなどして多くの方に利用していただけるよう、また、各種大会、行事等が円滑に開催されるよう努めます。
ただし、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等の場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。

・利用者が施設を利用する上で必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項の説明等を行います。

・インターネット等による迅速で公平な利用システムを進めるとともに、各施設間で調整を行うなどして各種大会等が円滑に開催されるようにします。
・利用者にとって安全で快適な施設であるため、職員による巡視・監視や施設設備の点検、専門業者による検査等を徹底します。
・事故や災害の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、その訓練を行い万が一の場合に備えます

③利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
・各競技団体等と連携して、各種大会やイベント等の開催・誘致等に取組みます。
・子ども達がトップアスリートに触れることにより、夢や感動を与えられる機会を提供していきます。
・６５歳以上の人口が20%近くを占める超高齢化少子化社会を迎え、医療費や介護費が増加しています。運動を通じて楽しく健康で日頃の生活ができるよう高齢者等を対象としたスポーツ教室を開催するなど、県民が気軽に楽しめる管理運営に努めます。
・整理整頓にはじまり、利用者に快適な環境を提供するよう花を飾るなど気持ちの良い施設を目指します。

④収入の確保と経費節減を図る管理運営

・スポーツ教室を拡充し、教室参加料の確保に努めます。
・利用者の増加を図るため、関係団体等直接出向く等積極的な営業活動を行い、利用料の確保を図ります。
・清涼飲料水等の自動販売機やスポーツ用品の販売等による手数料の確保に努めます。
・職員全員が節電、節水を始めとして、あらゆる経費の節減に向けた取り組みを行います。
（鳥取県版環境管理システムの徹底、節電・節水の徹底等）
・利用者にも可能な限り経費節減への理解と協力を求めます。

⑤鳥取県の施策と連携した管理運営

・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。
・鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者と調整を図りながら円滑な開催に努めます。
・災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。

⑥地域や法人等と連携した管理運営

・地域の声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。
・地域ボランティアや NPO 法人と連携した施設の美化活動等に取組みます。

・大会等で武道館駐車場が満車となる場合は隣接する米子ゴルフ場と弓ヶ浜公園と連携をとり、駐車場の確保に努めます。

⑦環境に配慮した管理運営

・鳥取県版環境管理システム（TEAS Ⅱ種）を実践し、環境に配慮した管理運営に努めます。

⑧組織・人的資源や管理実績を活かした管理運営

・長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営を行います。
・利用者や関係団体からお聞きしている意見、要望に応える管理運営を行います。
・公益財団法人鳥取県体育協会として多くの加盟団体や専門的知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して管理運営を行います。
武道館においては、武道関係職員を配置していますのでその特性を発揮して武道教室など開催することにより、武道の普及振興を図ります。

⑨法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

・研修等を徹底して、すべての職員が個人情報の適切な管理等、法令を遵守した管理運営を行います。
・各施設で PDCA サイクル（注１）により自己評価を行うとともに、外部の方による評価委員会を設置して管理運営に関する意見を頂きます。
・公益財団法人日本体育施設協会に施設全体の評価を依頼し、公平で適切な評価システムを設けます。

※注１・・・計画（plan）・実行（do）・評価（check）・改善（act）の頭文字を使った継続的な業務改善を推進する手法

⑩環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

・優秀な職員確保やモチベーション（意欲、士気）の向上のため、継続雇用を柱とした任用に努めます。

・男女共同参画推進企業の認定を受ける等して、育児や介護を積極的に支援します。

⑪清潔で安全・安心な施設を利用者に提供します。

・整理整頓にはじまり、利用者に快適な環境を提供するよう花を飾るなど気持ちの良い施設を目指します。

（３）武道館実績及び関連施設管理の実績

施　設　名	平成　年度 利用者数（人）	教室数 / イベント数	教室参加数（人） / イベント参加数（人）	管理期間	平成25年7月時点スタッフ数（人）
コカ･コーラウエストスポーツパーク（布勢総合運動公園）	1,154,020	34教室	延23,007	平成7年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	20
		41回	延13,427		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	151,182	21教室	延2,220	平成11年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	15
		14回	延5,224		
倉吉体育文化会館	227,056	17教室	延4,288	平成11年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	9
		20回	延3,190		
米子屋内プール	93,124	15教室	延18,003	平成11年～平成17年 県から受託管理 平成18年～ 指定管理者	10
		0回	0		
米子産業体育館	142,703	15教室	延7,630	平成21年～指定管理者	9
		5回	延570		

これらの施設と連携した管理運営を行い、施設管理と一体となった本県のスポーツ振興に取り組みます。

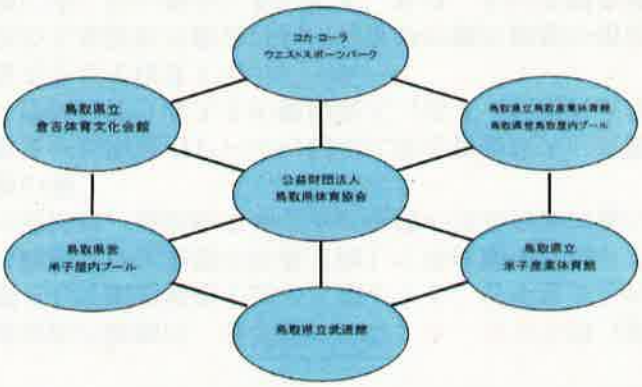

２施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

（１）サービスの向上策と利用促進に向けた取組

①安全性を重視して武道以外にも開放された施設

職員の専門知識を日常の巡回・点検に活かし、危険を予測し防止します。

ア）主道場畳使用時に安全性を向上させるため畳滑り止めシートを使用し、畳の隙間でのケガを減らします。

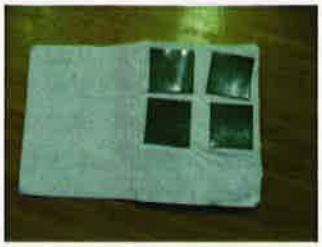

イ）利用者の利便性、安全性のため弓道場のシャッターは職員で開閉します。

ウ）冬場の寒さや雪・雨の雪吹き込み対策として弓道場武者窓を活用します。

エ）安全性を重視し、日頃の巡回・点検を行いのケガ防止に努めます。

小道場（１）隙間埋め後

隙間有

オ）弓道場で誤射があった場合に備え、防矢壁を設置します。

カ）利用前に利用者に施設、用具の使い方について説明し、安全に利用いただきます。

キ）会議室、研修室を着付教室、ヨガ教室などの文化活動等の場所として提供します。

ク）和室の師範室（１）～（４）・相撲場控室を、10 名程度の打ち合わせ・勉強会等の利用場所として提供します。

ケ）各道場を、武道振興に支障がない範囲で親子活動や体操教室そして、文化活動等にも提供します。

②誰もが利用しやすい施設づくり

利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、障がい者、高齢者にやさしい施設づくりと運営を目指して、次のような取り組みを行います。

≪筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置≫ 耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ていただけるように受付に表示します。 また、全職員が手話講習を受講し、簡単な挨拶を交わすなどの応接を行います。	
≪目に見えない障がいに優しい「ハートプラスマーク」の設置≫ ハートプラスマークを掲示し、内部障害者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。	
≪障がいのある方に対する心のバリアフリー≫ 内閣府障害者対策本部の「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のこもったサービスを提供します。	
≪利用の注意事項の外国語版の作成≫ 利用案内については、英語・韓国語の２種類を作成し、外国人利用者への対応をスムーズに行うことができるようにします。	
≪ピクトグラム等の活用≫ 誰もが一目で施設や施設設備を理解できるようにわかりやすいピクトグラム等のサインを活用します。	
≪あいサポート運動（障がい者サポーター）≫ 様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そして、それぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践します。	
≪介助犬ステッカーを貼付し、安心して介助犬と入館できる環境をつくります≫ 目の不自由な方が安心して介助犬と入館できるよう、正面玄関・道場入口・２階会議棟入口に貼付しみんなが利用しやすい環境を提供します。	

≪「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」を正面玄関に表示しています≫ 鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証を表示し、すべての方々が安心して利用できる施設にします。誰でも安心して利用できる施設を目指し、福祉のまちづくり条例整備基準に適合しています。	
≪車いすコーナーを設置≫ 車いすコーナーを設置し必要な時に、いつでも誰でも使えるようにします。	
≪消防特例認定≫ 防火対象物点検の対象となる防火対象物のうち，一定期間，消防法令の遵守状況が優良であると認められる防火対象物を，消防長又は消防署長は一定期間，防火対象物の点検報告義務を免除する防火対象物として認定（特例認定）されています。	
≪除雪作業≫ 冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行に支障がでないよう職員で除雪作業をおこないます。	

③施設の情報を積極的に公開

施設の概要・武道教室・イベント開催等の情報提供を武道館ホームページやチラシなどにより学校や地域などに向けて発信します。更に、施設で行われた事業や県内の武道関係の情報については以下の新聞や館報でより詳しく情報提供していきます。

・武道館新聞（毎月１回発行ホームページにも掲載）
・武道館報（年１回発行）
・鳥取県立武道館ホームページアドレス
http://www.budoukan.jp/

④利用者の利便に寄与

清涼飲料水の自動販売機を館内外１５ヶ所に自動販売機を設置し、利用者のニーズに答えます。

また、ユニバーサルデザインの自動販売機と併せて、災害時避難場所であることの認識を持ち、災害時無料提供自動販売機を設置し、万が一の大規模災害が発生した場合に備えます。（アルコール類・たばこ・青少年に有害な書籍・玩具等・ゲーム機は設置しません。）

自動販売機の売上金の一部を障がい者団体へ活動資金として寄付を行います。

平成２５年３月１９日　障がい者４団体へ寄付

・米子市身体障害者福祉協会
・米子市肢体不自由児父母の会
・鳥取県視覚障害者福祉協会
・米子市手をつなぐ育成会

※自動販売機設置計画

設置場所	種　類	台　数
正面玄関入口前植栽周り	清涼飲料水	５台
道場入口公園側	〃	２台
主道場入口	〃	３台
館内自販機コーナー	〃	３台
２階研修室前	〃	１台
観客席入口	〃	１台
合　計		１５台

・主道場前エントランスでは、ユニバーサルデザインの誰もが利用しやすい自販機を設置します。
・武道用品等を販売し、利用者の利便を図ります。
柔道着、剣道防具・竹刀などの武道用品購入の取りまとめを行い業者に発注することにより、安価で利用者が購入できます。（手数料等はいただきません。）

⑤とっとり県民の日の無料解放

毎年９月 12 日のとっとり県民の日、９月の第２土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

なお、県民の日の趣旨を周知するため、その趣旨を無料の案内とともに掲示します。

⑥インターンシップや中学生の職場体験学習

就職・転職のミスマッチをなくすため、インターンシップ生として受け入れをします。

武道館施設管理や武道体験を通じ、コミュニケーショ能力や挨拶・礼儀を身につけます。

中庭整備

武道体験

⑦ボランティア活動を推奨

利用者と共に施設を大切にしていきます。

ボラアンティア活動を通じ、自ら活動する青少年育成の場として協力します。

武道館周辺清掃

小道場（1）畳上げ清掃

⑧暴力団排除条例を踏襲し、暴力団を排除

鳥取県から暴力団を排除していくための基本理念を定め、県、県民および事業者の役割などを明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進します。県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

⑨県外からの利用を促進

大学合宿等を誘致し、武道館の利用促進をすると共に、皆生温泉の活性化を図ります。
また、県外からの合宿助成金制度をホームページで紹介します。

⑩武道館を有する各市町村の教育委員会と協力

県内武道の活性化のため、鳥取県公立武道館協議会幹事施設として、武道館を有する各市町村教育委員会と協力します。

全国都道府県立武道館協議会
加盟武道館名簿

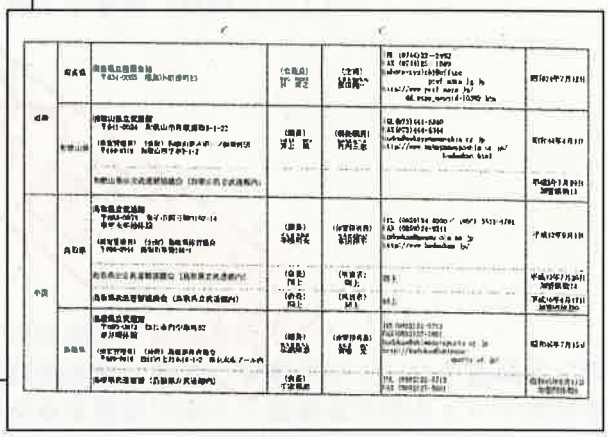

⑪中学校授業武道必修化研修に協力

中学校授業で武道が必修化となり、県教育委員会と協力し、経験の浅い教員も含め、安全に授業が行えるよう協力します。

鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会｜「中学校武道必修化」関連事業｜(... 1/3 ページ

NIPPON BUDOKAN official web site

HP内検索エンジン 検索

HOME | 日本武道館について | 武道振興事業 | 武道学園 | 普及事業 | 出版事業 | 宿泊研修施設

武道振興事業

トップページ>地域社会武道指導者研修会>「中学校武道必修化」関連事業>鳥取県(米子市)地域社会柔道指導者研修会

武道振興事業トップ

武道行事
全日本少年少女武道錬成大会
地方青少年武道錬成大会
全国武道指導者研修会
地域社会武道指導者研修会
中学校武道授業指導員研究講習
鏡開き式・武道始め
日本古武道演武大会
国際武道文化セミナー International Seminar of Budo Culture
日本武道館大道場 武道行事日程一覧表

振興事業関係団体
日本武道協議会
全国都道府県立武道館協議会
日本古武道協会

DVD貸出
武道DVD貸出作品一覧表

その他
お問合せ先

全国都道府県立武道館協議会 鳥取県

鳥取県（米子市）地域社会柔道指導者研修会

期　間　8月19日(土)～20日(日)
場　所　鳥取県立武道館(米子市両三柳3192-14)
参加者　67人(19日は約35人)
講道講師　逸野晉男(公益財)全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長
　　高橋健司(公益財)全日本柔道連盟審判委員会委員、中学校武道必修化対策チームメンバー

■概要

鳥取県では23年度も同時期、同じ柔道で特化型研修会を行っており、2年連続の実施となった。

19日の参加者中約10人が教員、更にその凡そ半分が保体科で、白帯の女性も混じっていた。また外部指導者も約5人参加した。

開会式、「従うべき指導法の提示ではなく、1つの提案をするので生かして欲しい、会の流れを止めても構わないので疑問が無くなるまで質問して欲しい」と逸野講師が挨拶で抱負を述べ、その趣意に沿い、既に年度に入った「武道正課授業」指導の実質を追った研修内容になった。

はじめに吉田明申県教委スポーツ健康教育課係長が、県の武道必修化の実情に関し説明を行った。

採用種目は柔道75%、剣道25%、相撲1校(複数採用あり)で、県西部は柔道が多く、東部は柔・剣道半々。

外部指導者導入に備え、人材バンクのリストアップも柔道12人、剣道20人ほかに警友会という警官OBで完了している。また県下全校に、全柔連「授業づくり教本」と全剣連「授業の展開」2冊を配布したうえ、更にそれら2者の詳細緻密な内容を考慮し、簡単に自分の 知りたい箇所に行き当るよう「手引の手引」とも言うべきダイジェスト本(A4 45ページ)を作りやはり全校に配ったと報告し、ケガをしないよう大きな成果を と結んだ。

講師2人は中学校の教育現場での経験が長く、また中学時代の師(逸野)弟(高橋)の間柄でもあり、時間によって分担するのではなく、得意な分野になると臨機応変に相互に補い合って指導した。

参加は高段者から全くの初心者までを含むため、習熟度に合わせ帯で色分けをし、安全な実習に配慮した。

逸野講師は、昨今叫ばれている柔道の危険性について、事故の内容が精査され真の原因が合理的に突きとめられているとは必ずしも言い切れず、従って臆して受け身だけの授業になってしまうことなく、全力で攻防を展開する面白さを伝えて欲しいと語り、併せて柔道がまず受け身から習う、負ける(投げられる)ことから始まる事の真の意味を伝えて欲しいとも述べた。これに沿って実技でも、まず生徒の位置取りを畳の境目の線を使って間隔を十分取らせる、仰向けに寝て手だけを打つ受け身から次第に高くしていく、2人1組で行う場合も転がす(投げる)方の動作が投げ技に発展して行く、2人組んで回りながら足技を出すなど、未経験中学生の視点に立った実地の指導法を研修した。安全指導の講義では、長野、大阪などの実例を挙げ、現在指導者に何が求められているか、普段何をしておかなければならないかを、生徒の観察、文書作成、保険加入、掲示物など細かな部面に亘って説明した。質疑応答では「受け身を取る時の足の使い方について」「指導における生徒間の体格・身体能力差への対応について」などの質問が出、講師からはそのまま指導に応用できる回答が示された。

高橋講師は現職として指導している豊富な経験から、受け身を相対動作で練習する事を通して「持ちつ持たれつ」の柔道の理合いを自然に学ばせる、手足が無くても生きている人はいるが頭が無い人はいないと頭部を守ることの大切さを学ばせる、性的接触と誤解されることを避けるため、女子指導における言葉の重要性を知る、自分は前回り受け身は技の攻防の中で使わないので教えない等々、具体的な指示・語調を随所に挟んだ。またこれまで関連誌で伝統的に用いられてきた用語と学習指導要領等に出て来る用語との違いを特に時間をとって説明した。

2日目は審判法を中心に研修した。高橋講師が主に担当し、豊富な審判経験から、実際の試合での得・失点の解釈、試合場開始線の必要性、ジュリーの役割と実際、足取り禁止に至った経緯、欧州審判の実状、現IJFの指

http://www.nipponbudokan.or.jp/shinkoujigyou/24/tottori01.html 2013/07/06

鳥取県（米子市）地域社会柔道指導者研修会｜「中学校武道必修化」関連事業｜（... 2/3 ページ

導の仕方、試合中の柔道衣の乱れ、場内外の判定等々について、質いを聞いながら精力的に解説、午後は現役中学生モデルチームによる模擬試合をサンプルケースに、実際の試合で見られる諸問題の説明を行った。

ある男子保体科教員の参加者は、専門はバスケットボールで白帯。自校には畳があり、柔道衣も上だけだが揃っている。柔道部が無いので授業でもその支援が期待できないが、他教科教員に黒帯の者がいるので場合によって協力を求めたい。今の子供たちにとって「他人と触れ合う」という貴重な時間であるし、礼を教えられる時間でもあるので大切に考えている。女子も以前、柔道を経験させたら、熱心に面白がってやっていたので、期待できるところは大きいと思うと語った。

別の男子教員は野球が専門、大学時代に黒帯はとったがそれっきりの「ペーパードライバー」だったので受講した。口には出さなかったが本人なりの手応えがあったようだった。

受け身の練習法
池野講師（右から2人目）と高橋講師（右端）

開会式、県教委吉田係長のお話

この体勢から前を引いて横受け身の練習

「足はここまで」と池野講師

審判法講義の高橋講師

前回り受け身の矯正法を指導する池野講師

「場外」の判定を研修する

「反則」の判定を研修する

http://www.nipponbudokan.or.jp/shinkoujigyou/24/tottori01.html 2013/07/06

【日本武道館ホームページより】

山陰中央新報　2011年（平成23年）6月8日（水曜日）

教員の指導力向上急務

中学の保健体育「武道」必修化へ

新学習指導要領に沿って、来年4月から中学1・2年の保健体育で武道が必修化されるのに備え、県内では武道経験の浅い保健体育教員の指導力向上が急務となっている。生徒のけがを心配する学校は少なくなく、研修の強化や武道経験者の支援が不可欠だ。（米子総局報道部・藤井俊行）

news ウオッチ 2011

生徒のけが心配

研修強化や経験者支援を

5月14日、米子市の県立武道館であった日本武道館主催の柔道指導者研修会。有段者40人に交じって中学教員10人が参加した。うち6人は段位を持たない白帯。指導者から「より自立つように」と白帯の上に赤い帯を巻かれ、受け身や技の基本動作を教わった。

「初心者だから生徒にけがをさせてしまった、では済まない」。赤い帯を巻いた米子市立福米中の安山沙織教諭（31）は、けがのない授業を強く意識。研修では受け身の練習に力を入れた。

赤い帯を締めて柔道の研修を受ける保健体育教員。指導力の向上が急がれる

多くが素人

中学1・2年の武道（柔道、剣道など）は、これまで選択授業でしか授業を受け持つのは保健体育教員だが、武道に関しては多くが素人。大学での教員免許取得時に柔道、剣道や柔道を履修しては校が相撲を必修にする。いるが、その後、道着に触れる機会はほとんどない。

なかった。来年4月からは、県内60校のうち44校が柔道、15校が剣道、1校が相撲を必修にする。

少ない講習

県教委による教員の研修参加は全体の6割に過ぎないものの、受講義務は1度きり。学校現場からは依然「1度の講習では授業が心配」との声が上がり、不安を払拭（ふっしょく）しきれていない。

対応策として県教委は、教員免許がなくても、優れた技能を持っている地域の人に授業を受け持ってもらう「特別非常勤講師制度」の活用を市町村教委に促す考えだ。

研修を増やしたり、地域の協力を得たりしながら学校現場の不安を取り除いてこそ、生徒に武道の面白さが伝わると思う。必修化まで10カ月を切った。対策は待ったなしである。

クリック

武道の必修化　改正教育基本法にある「伝統と文化の尊重」の理念を反映させるため、新学習指導要領に盛り込まれた。対象となる競技は剣道、柔道、相撲、空手道など。武道は現在、中学1～3年の選択授業（ダンスを含む）となっている。

競技を知り

授業内容、生徒の満足度が違う」（松浦靖明教頭）と気をもむ。

このため県教委は09年度から3年間で、教員約150人に武道研修への参加を義務付けた。09年度の受講機会は1回だったが、参加希望が多いことから10年度は2回に、11年度は柔道研修のみ3回に増やした。併せて、柔道場のない学校の体育館に敷く畳を用意するなど、施設面の整備も急ぐ。

三朝町立三朝中では09年4月から一足早く、県柔道連盟中部支部の役員らを講師に招き、地域と連携して授業を進める国の事業を実践。プロの迫力ある指導は技術だけでなく、必修化の目的である礼儀作法や相手を敬う心も養えるとして、生徒の関心も高いという。

ただ、事業は本年度末で終了する。武道必修化に向けた備えが先行する同校ですら「競技を知り尽くす指導者がいるのといないのでは

（２）利用者等の要望の把握及び対応方針

一人でも多くの利用者の声を収集し、管理運営に反映します。

①要望の把握方法

・窓口対応の中での聞き取りや年数回のアンケート、意見箱（常設）、ホームページ等により利用者の要望を把握します。
・相談窓口を設置して、さまざまな相談に応じます。
・他の施設の利用状況を調査し、参考とします。
・職員が自ら施設を利用し、利用者の立場に立った視点を持ちます。

利用者の声の把握と対応

（ア）「意見箱」の設置

直接スタッフに申し出がない意見も、個人を特定せずに書き込める「意見箱」を設置し、１週間に１度ボックスを開き、意見について検討し、対応できるものについては即時対応します。

（イ）「ご意見カード（３色カード）の活用」

直接職員に申し出があったご意見は、３色カード（赤＝クレーム、青＝良いこと、白＝その他）に分類し、検討します。

（ウ）アンケートの実施

セルフモニタリングとして、アンケート調査による意見収集を継続して行います。結果内容について早急に検討し運営改善に役立てるようにします。

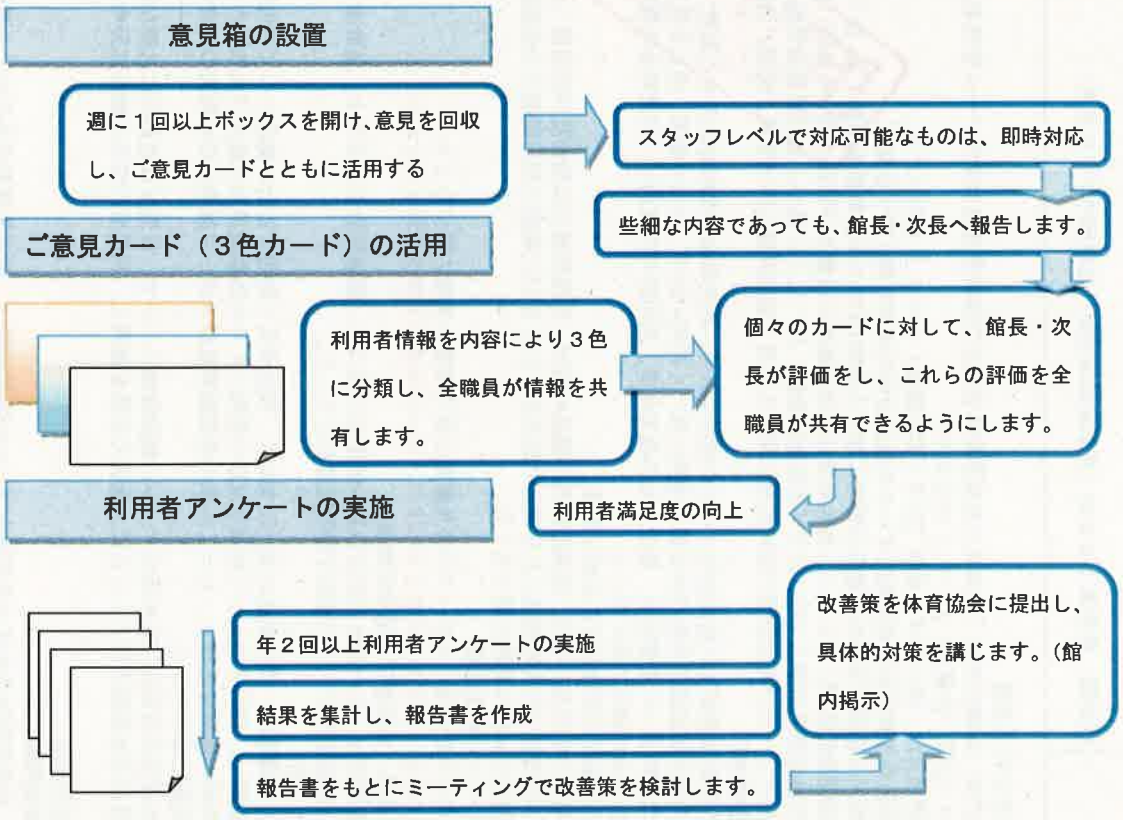

②要望への対応方針

・寄せられた要望を分析し、対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。

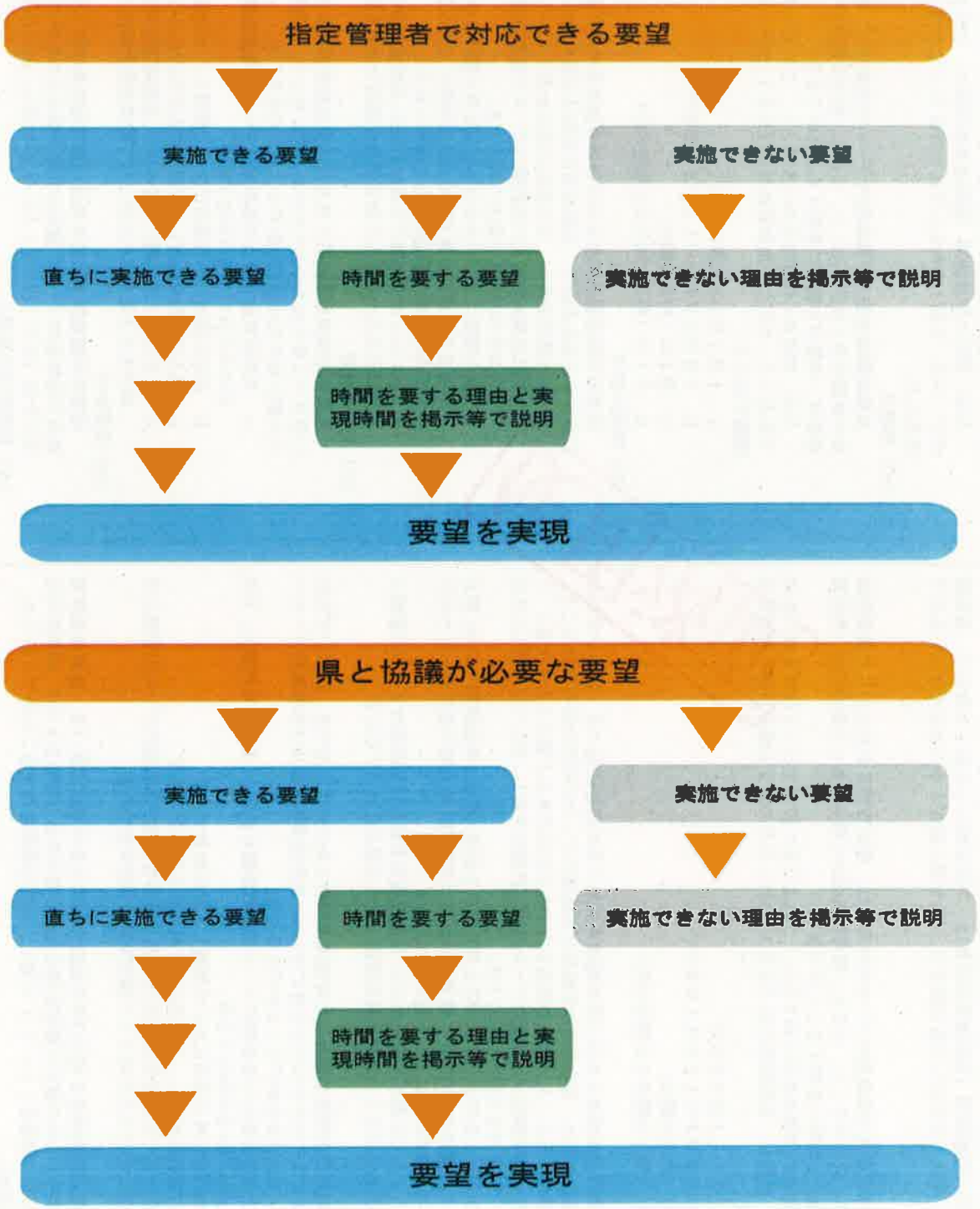

③モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点を持ったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出・改選していきます。

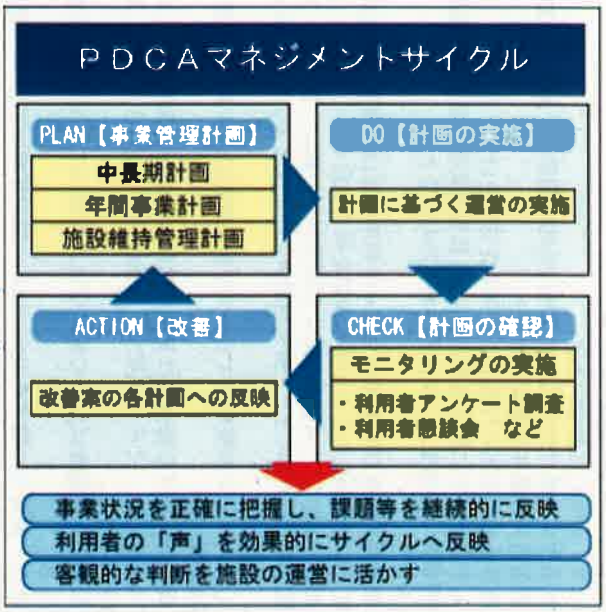

モニタリングの実施

モニタリングについては、ＰＤＣＡマネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

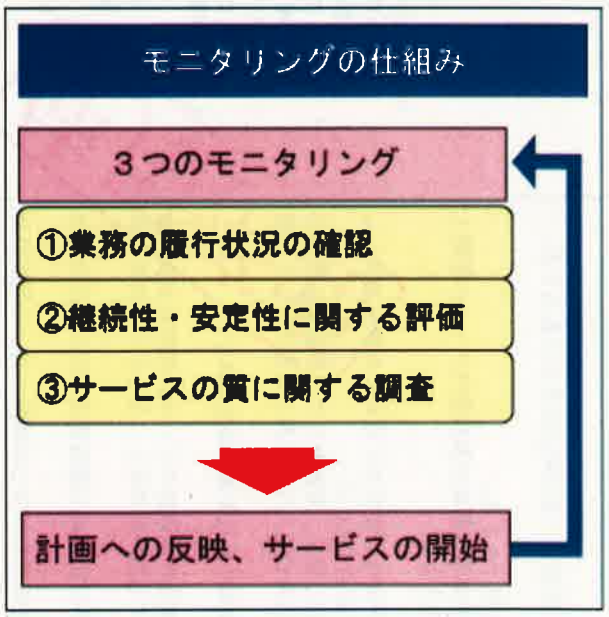

・モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全目的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画だて、実施していきます。

・各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、自治体に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。

また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。

利用者モニタリング（武道館教室・館内清掃）

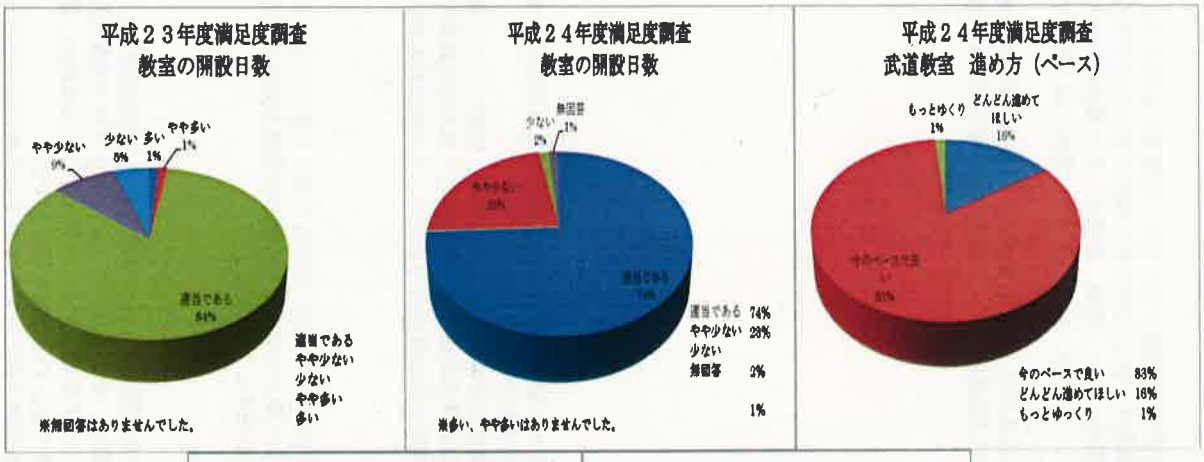

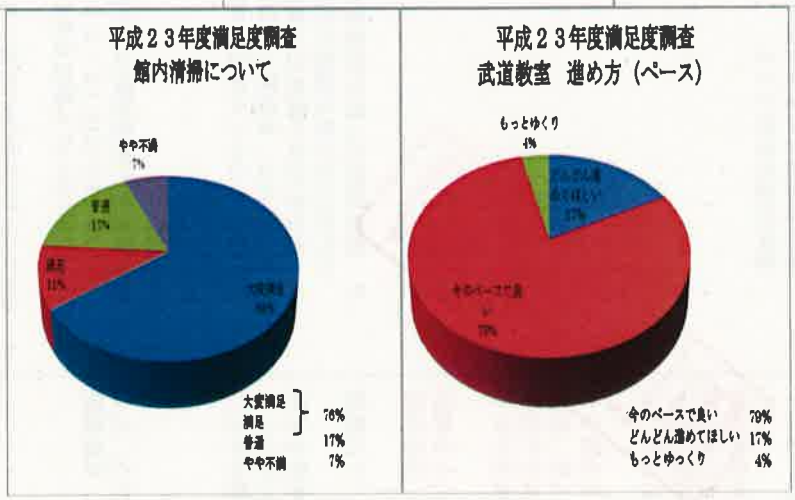

【利用者の感想】

- いつ来てもゴミがなく、綺麗にしてあり気持ちが良い。
- 電話対応など、とても丁寧な対応で大変良い。
- 室温等、利用に関して常に配慮をいただき気持ちよく使っています。
- スポーツ教室での指導は、基本からで大変わかりやすい。
- 指導のおかげで、挨拶等、生活面で成長が見られた。
- 学校以外で友達ができた。基礎体力がついた。新しい目標ができた。
- 武道は一般的に敷居が高いが、気軽に始めることができた。
- トイレにはベビーベッドが設置してあり大変便利でありがたい。

【要望・対応】

要望	対応
喫煙スペースを近くに作ってほしい。	館内禁煙ですので、所定の位置でお願いします。

３施設管理

（１）施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたって最も基本的な事項であるとともに、利用者に提供する最大のサービスであると考えています。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、次の４点を基本として施設管理を行います。

◆安全　◆清潔（衛生管理）　◆長期安定　◆環境配慮

①安全対策の徹底

利用者が「安心して利用できる施設づくり」のため、私たちの豊富な経験と知識を活かし、恒常的に業務改善をする体制を築きます。

・スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。施設管理マニュアル（別紙２）に基づき設備・備品等の点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるよう努めます。（日常の巡回点検及び３箇月ごとの保守点検の実施）施設の日常点検は巡視等により、職員が１日 2 回（午前、午後）行ない些細な異常や違和感などを掌握し、早期に対応をします。

（巡回巡視実施表）

（貸し出し備品確認表）

・職員により開館時の開錠から、閉館時警備システムのセットに至るまでの施錠管理を徹底します。

②清潔な環境の確保（衛生環境の徹底）

・日常清掃、月単位のワックス等の定期清掃、天井・壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。

清掃時は節水を心がけるとともに、繁忙期、閑散期を見極め清掃スタッフの増減を実施し、コスト削減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃を行います。また、武道館職員も必要に応じ清掃作業をサポートします。

・委託業者だけでなく、施設の内外を職員で清掃及び整備を行い清潔で、施設の状況を把握し修繕及び補修をしていきます。

・職員が館内外を巡回し、トイレのスリッパ整理・落ち葉やゴミの収集を行い清潔な施設を維持します。

・館内のトイレにエアータオルを設置し、快適で衛生的な環境を整えます。

・アルコール消毒液を入口に設置し、インフルエンザ等の感染予防に努めます。

・利用者のマナーの向上を促進します。（ごみの持ち帰り運動等）
武道館を利用の方々に環境に対する意識をもっていただくため、自分たちで出したゴミを持ち帰っていただくよう協力をお願いしています。

大会、講習会で開会式の時に関係者へ呼びかける。
大会、講習会で出たゴミは主催者で持って帰っていただく。
館内のゴミ箱にゴミの持ち帰りの協力を表示。

③施設設備の長期安定使用のための維持管理

日常点検、定期点検、使用頻度等の各種データから最適な点検・保全計画を作成します。そして突発的な故障をできるだけ減らす予防保全に重点を置き、長期におけるコスト低減と信頼性の高い維持管理を実施します。

また、施設設備を長期に安定使用するために、法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸し出し用具の保守管理を十分行います。

④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動等環境に配慮した運営が評価され平成１８年３月に**「鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）」の認定施設**に認定されました。また、毎年度の定期審査を受けましまたが、特段の指摘事項はなく、適正に実践しているとの評価を受けました。

今後も施設職員だけでなく利用者にも御理解いただき一体となって環境に配慮した施設運営を目指し、次のように実施します。

・室温調節

冷房２８℃、暖房２０℃に設定することで、冷やし過ぎ、暖め過ぎに注意します。設定温度を１度変えるだけで、冷房時には約１０％、暖房時には約１３％の空調エネルギーを節約できます。また、ブラインドをこまめに使用し室温の上昇や低下を抑えます。

・地球温暖化対策

地球温暖化対策として、アイドリングストップを実行していくために、職員の意識改革及び館内掲示等により広く啓発していきます。

また、排気ガス削減のため、可能な範囲で職員の自転車通勤を推奨します。

・エコ製品の購入

鳥取県グリーン購入基本方針に基づき、特定調達品目を優先し購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできる限り環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギースターロゴ」等、環境物品を選択します。

・こまめな消灯の実施

施設内の利用状況を把握し、不要時の消灯の徹底、休憩時間等の消灯、パソコンのこまめなシャットダウン等節電を徹底します。

・資源環境型社会の形成に協力

施設内外で発生する、不燃物として処理される物（ペットボトルキャップ）を、利用者と協働して回収し、リサイクル運動を推進します。

また、「どんな小さなアルミでも捨てずにリサイクル」のスローガンのもと地球環境をまもり、福祉に役立つ事業を展開している、環公害防止連絡協議会登録事業所となり、車椅子の贈呈を受けられるよう、プルタブを積極的に回収します。

・**環境に配慮した施設運営**

新採用職員を対象とした、環境管理基礎研修や全職員を対象とした環境配慮研修を行います。

また、鳥取県が重点施策に掲げる**「みんなで取り組む【４つのR】**などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。

循環型社会構築を図る４つのキーワード（Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)）をあわせて「４つのＲ」と表現しています。

廃棄物を出さない持続可能な社会を実現して「4 つの R」を推奨します。

取り組む優先順位

(1)Refuse（リフューズ；断る）

○不要なものは断り、ごみを発生させない

(2)Reduce（リデュース；ごみを減らす）

○ごみにならないように工夫して減らす

(3)Reuse（リユース；再使用する）

○繰り返し使う、修理・修繕して使う

(4)Recycle（リサイクル；再生利用する）

○使い終わったものを「ゴミ」でなく、「資源」として使う。

⑤ＬＥＤ化の推進

・施設の電気球をＬＥＤ化することを検討し、より省エネ施設を目指します。

⑥消費電力の節電

・グリーンカーテンを作成し、日射をさえぎる日陰をつくることで、周囲の温度が上がるのを防ぎます。

・蒸散作用を利用して涼しくなる 葉の表面から水分が蒸発(これを蒸散という）する際に、気化熱を奪い、まわりの気温を下げます。

・一度熱くなった壁からは、じわじわと熱が放出されるため、これを防ぎ体感温度を低く抑えることができます。

（２）外部委託の考え方

下記の業務については、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより一体となった管理を行います。

業務名	内　　容
警備委託	休館及び閉館時間帯の館内の機械警備
清　掃	衛生的環境の確保に基づき業務を行い、清潔で良好な衛生環境の確保の為の作業
消防設備保守	消防法に基づき、利用者の安全を守るための設備保守
機械設備等保守	建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守
エレベータ保守	安全最良の運転状態を維持するための保守
自動扉保守	自動扉を常に良好に保ち、また施設利用者の安全を守るための設備保守
電気工作物保安業務	電気事業法に基づく保安規定による点検
不燃物・可燃物回収	可燃物及び不燃物ゴミの回収作業

※委託選定方法については、鳥取県登録業者から選定することを基本として指名競争入札としますが、特殊な技術等を要するものにおいては随意契約により委託先を選定します。また、委託期間は複数年を原則としますが、委託業務内容によっては単年度とします。

※植栽管理は職員が行い経費削減に努めます。

４料金設定

（１）開館時間の考え方と設定内容

・開館時間は、現行どおり午前９時から午後１０時までとします。

・管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開閉館時間を変更します。

【　実　績　】　・毎年１月１日　元旦剣道稽古会　開催【臨時開館】

・平成２４年１２月１６日　衆議院議員選挙開票所【閉館時間延長】

・その他　各種大会　【開館時間変更】

（２）休館日の考え方と設定内容

・休館日についても現行どおり年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）のみ休館日とします。

・管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館します。

（３）利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、施設設備利用料金表（別紙４）のとおり設定します。

また、県の上限額を基本としますが、利用者の声等の意見要望を反映し、新たに一般利用回数券を設定し、また無料で用品貸出を行います。

・利用者の利便性を向上するため新たに回数券を発行します。

回数券	11 回分	1,500 円

・下記の用品を無料で貸し出します。

簡易マイク
茶道具（急須・湯のみ）
ＤＶＤ及びビデオデッキ
湯沸かしポット
スクリーン

（４）利用料金の減免に対する考え方と設定内容

現在の減免制度が施設の利用促進に寄与しているため、利用料減免取扱要領（別紙５）を設定し、利用料を減免します。

５事故・事件の防止措置と緊急時の対応

（１）火災・盗難災害などの事故・事件防止（防災）対策

利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、日ごろから情報を入手する＜聞く＞、至るところに目を配る＜見る＞、積極的に声かけをする＜話す＞、という基本的な行動を誠実に実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

更に具体的な取組み内容は「緊急時マニュアル」（別紙３）に基づき、スタッフ全員に周知をするとともに、いつでも再確認ができるように研修します。

また、職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による２４時間体制で事故・事件発生の防止に努め、万全な事故防止対策の徹底を図ります。

①火災・災害等防止対策

ア）火　災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）を年２回実施します。

〔火災を防ぐ〕

◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。

◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。

◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。

◆消防設備の定期点検を実施する。

◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。

◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

イ）地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、『緊急地震速報』の活用を検討します。

〔地震に備える〕

◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。

◆火気使用場所の整理整頓に努める。

◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。

◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。

◆非常食品の点検、補充をする。

ウ）津波

強い地震が発生し、津波の恐れがある場合は、迅速に利用者を避難誘導します。

〔津波に備える〕

◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。

◆より遠くへ。より高い場所へ避難する。

◆要援護者の手助け。

◆利用者に呼びかけをし、避難する。

◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。

◆ハザードマップ活用し、危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

エ）台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起こり得る事態に対応策を練るとともに、利用者にテレビモニター等で随時情報を提供する。

◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。

◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。

◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。

◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。

◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

オ）緊急時に備えた資材調達

医薬品、ＡＥＤなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

〔緊急時に必要な資材〕

②スポーツ活動における事故防止対策

ア）安全管理

緊急時に即応した共同企業体（コンソーシアム）及び当該施設毎の危機管理体制を整備しています。

アメリカ人安全技師〝ハインリッヒ〟が発表した『１：２９：３００』という法則があります。『１の重大災害の下には、２９の軽症事故があり、その下には３００の無傷事故がある』という意味で、労働災害の事例の統計を分析した結果、導き出されたものです。これをもとに『１件の重大災害（死亡・重傷）が発生する背景に、 ２９件の軽傷事故と３００件のヒヤリ・ハットがある』という警告として、安全活動の中で多く採り上げられる言葉です。 日常、ヒヤリ・ハットの状態までいかない（もしくは自覚しない）が、実は非常に不安全な状態や行為となると、相当な 件数になるはずです。いつもやっていることだから、今までも平気だったので……、という不安全行為が、いつヒヤリ・ ハットを飛び越え一気に重大災害になるかも知れません。

『１：２９：３００』で表されている比率は、よく考えれば非常に高い確率で重大事故を招くことを示唆しています。いつやって来るか分からない災害を未然に防ぐには、不安全な状態や行為を認識し、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を 考え、実行して（よい習慣とし身につけて）いくことが重要です。

このような考え方から、リスクマネージメントを職員間で共通の意識を持ち、大きな事故にならないように、事故が起こりえる状況を想定し、日々の管理を行います。

“来館利用者の安全”をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

対　策	内　　容
スポーツ活動における事故防止対策	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。私たちは、毎日『チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
熱中症予防の呼びかけ	日本体育協会の**“熱中症予防の運動指針”**に沿い、ＷＢＧＴ計を使っての測定結果をお知らせします。指針（下表）は、パネル化して体育館の入口に掲示し、ＷＢＧＴが２８℃に入っている場合は、直接活動の代表者等と安全性について話し合いをします。 特に、子ども、高齢者のスポーツ活動についてはより注意が必要と考えます。
健康チェックの奨励	受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います（事前の申し出と打合せを要します）。

○ 運動に関する指針（日本体育協会(2013) 熱中症予防のための運動指針より）

③不審者等防止策

ア）不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

◆館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。

◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。

◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。

◆周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。

◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。

◆年１回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。

◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。

イ）盗難防止

・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
・職員と休館日及び夜間の警備委託による２４時間体制で事件発生の防止に努めます。

④ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の管理

ＡＥＤの管理

- ＡＥＤが常時使用できるよう維持管理を行います。
- 委託期間中、年１回以上の定期点検を行います

全職員がＡＥＤ講習を受講

- 全ての職員がＡＥＤを使用できるように心配蘇生法、ＡＥＤの講習会を受講します。
- 心配蘇生法やＡＥＤの使用訓練を行います。

危険度合いの対応

- 未就学児（６歳まで）の小児にもAEDの使用が出来るように小児用パッドを準備します。

AED は主道場入り口エントランスの目立つ場所に設置します。

⑤救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガ等の処置をします。
また、館内に担架を設置し、負傷者の移動に役立てます。

（心配蘇生法と AED を使用した除細動のフローチャート）

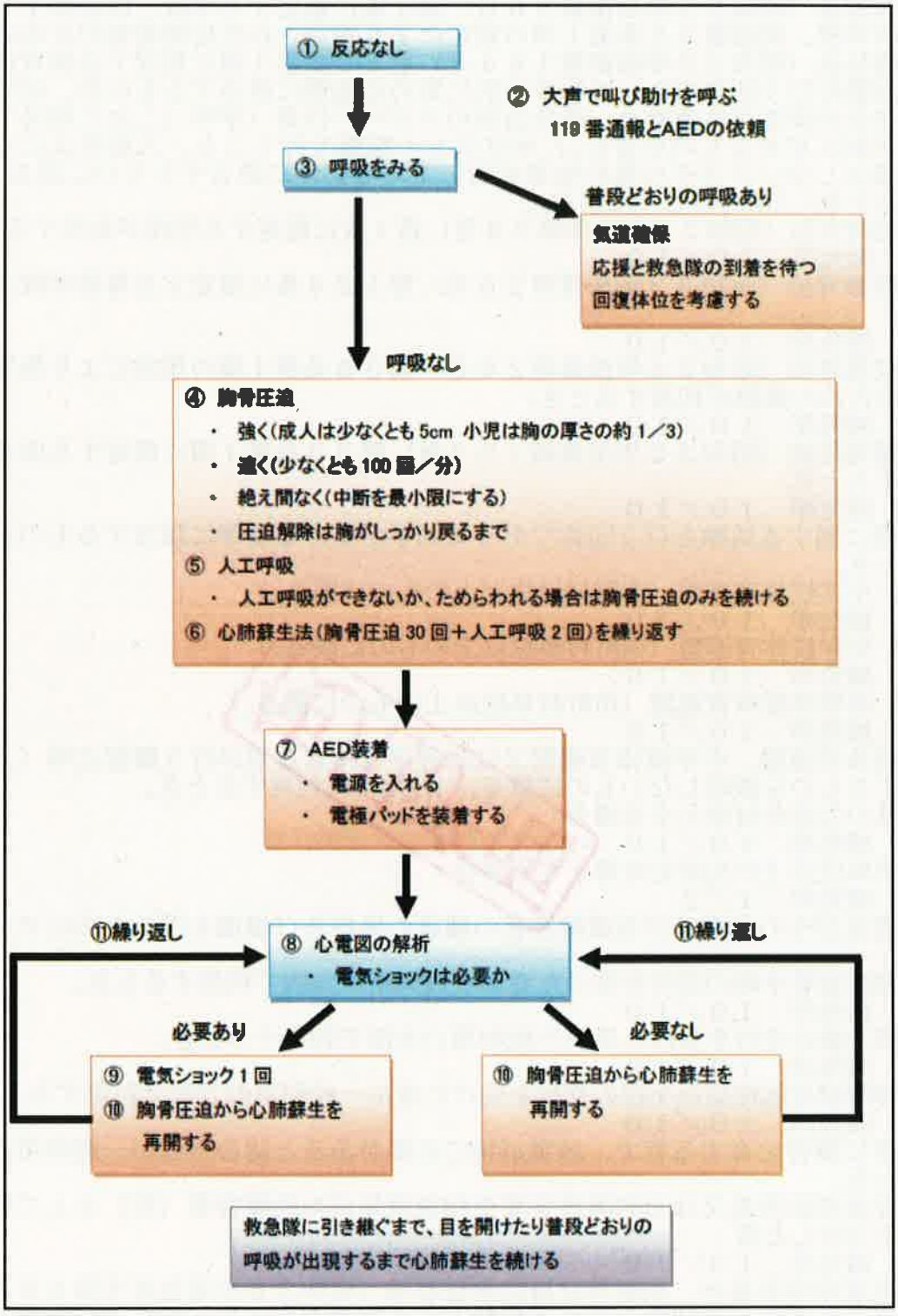

救命の連鎖（れんさ） ～4つの輪～

傷病者を救命し、社会復帰させるために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」といいます。これを構成する４つの輪が素早くつながることによって救命効果が高まります。
この「救命の連鎖」における最初の３つの輪は、現場に居合わせた市民によって行われることが必要となります。

心停止の予防　　心停止の早期認識と通報　　一次救命処置（心肺蘇生とＡＥＤ）　　二次救命処置と心拍再開後の集中治療

「心停止の予防」

心停止の主な原因は、子供の場合はケガ（外傷）、溺水（できすい）、窒息（ちっそく）などの不慮（ふりょ）の事故で、成人の場合は急性心筋梗塞（しんきんこうそく）や脳卒中（のうそっちゅう）などの疾病（しっぺい）によるものです。子供の場合は、保護者などの大人の監視や指導によりその予防ができます。成人の場合は、初期症状に気付いて早期に救急車を要請することにより、心停止に至る前に医療機関での治療を開始することができます。

＜病院での受診が必要な症状＞

- 胸に圧迫感や痛みがある
- 顔色が悪い、顔面蒼白や冷汗
- 激しい頭痛、嘔気、嘔吐
- 片側の手足や顔面が動かしにくい
- 急に手足などのしびれを感じる
- めまいで歩けない
- ものが見えにくい、二重に見える
- 言葉が普段どおりうまくしゃべれない

「心停止の早期認識と通報」

倒れた人や、反応のない人を見たら、ただちに心停止を疑うことから始まります。心停止の可能性を認識したら、**大声で叫んで応援を呼び、１１９番通報をします。**

「一次救命処置（心肺蘇生とＡＥＤ）」

心臓が止まったら、**早期の心肺蘇生とＡＥＤによる電気ショック**で心臓が再び拍動することが期待されます。また、**絶え間ない確実な心肺蘇生法**を続けて救急救命士や医師の行う二次救命処置につなげます。

「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」

救急救命士や医師は、薬剤や気道確保器具などを利用した**二次救命処置**を行い、心臓が再び拍動することをめざします。また、病院では、専門家による**集中治療**により社会復帰をめざします。

⑥あんしんトリピーメール案内を館内に表示

あんしんトリピーメール案内を館内に表示し、利用者が災害に役立てられるよう啓発します。

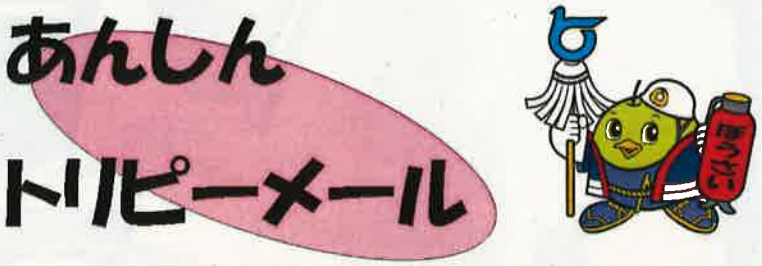

・あんしんトリピーメールとは
鳥取県庁各部局や鳥取県教育委員会、鳥取県警察本部等のほか、鳥取県内の市町村、消防局によって運用しているシステムで、それぞれの関係機関から安心安全に関する情報を配信します。このシステムは、行政側からの一方的な配信だけでなく、県民の皆さんからも災害の前兆現象や災害発生情報等を連絡することができます。

（1）次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信します。
e-tottori-safe@xpressmail.jp
QR コード対応の携帯電話からは下図を読み取ってください。

（2）返信メールに記載されたアドレス（URL）へインターネット接続します。
※迷惑メール設定の関係で返信メールが届かない場合がありますので、届かない場合は次の ASP サーバーホームページの一番下にある記載内容をご覧になるか、使用している携帯会社にお問い合わせください。
ASP サーバーホームページ（ASP サーバーのページに移動）

（3）各項目へ入力し、「次へ」を選択します。
（4）全項目入力を終えたら、登録内容を確認し、登録を完了します。
※詳しくは、こちらをご覧ください。
登録画面イメージ（PDF：71KB）
（5）登録内容を変更するには、再度利用登録手続きを行います。（登録内容が上書きされます。）
（6）登録削除するには、次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信し、返信メールに記載された URL にインターネット接続すると登録が削除されます。
e-tottori-safe-d@xpressmail.jp

（２）緊急時の体制･対応

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

①火災・災害対応

ア）火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。

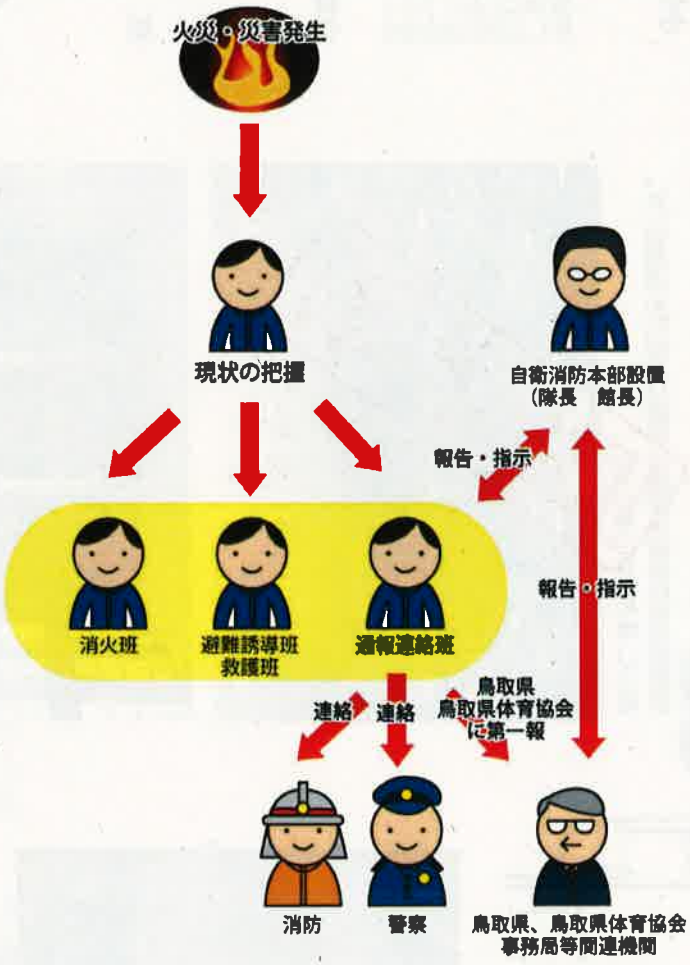

〔通　報　連　絡　班〕・・・消防署・警察への通報。
〔消　　火　　班〕・・・事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。
〔避難誘導・救護班〕・・・利用者へ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないよう冷静に避難誘導を実施。
負傷者発生の場合、適切に応急救護（人工呼吸、除細動器等）
〔非常放送避難誘導班〕・・非常放送により利用者の避難を誘導。
※　職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。

※　火災・災害発生時は最寄りの施設が応援
（施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子屋内プール・米子産業体育館に応援要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。）
※　閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
※　火災・災害発生時は県にすみやかに第１報報告、その後も必要に応じ随時報告
※　終息後、総点検を行い県に詳細報告
※　マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供

イ）地震対応

一次対応
・「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。
二次対応
・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。
・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ）台風・豪雨

一次対応
・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
・利用者、来場者が被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。
二次対応
・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検個所として注意を払う。
・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ）施設設備の異常・故障

・　設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

②事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。

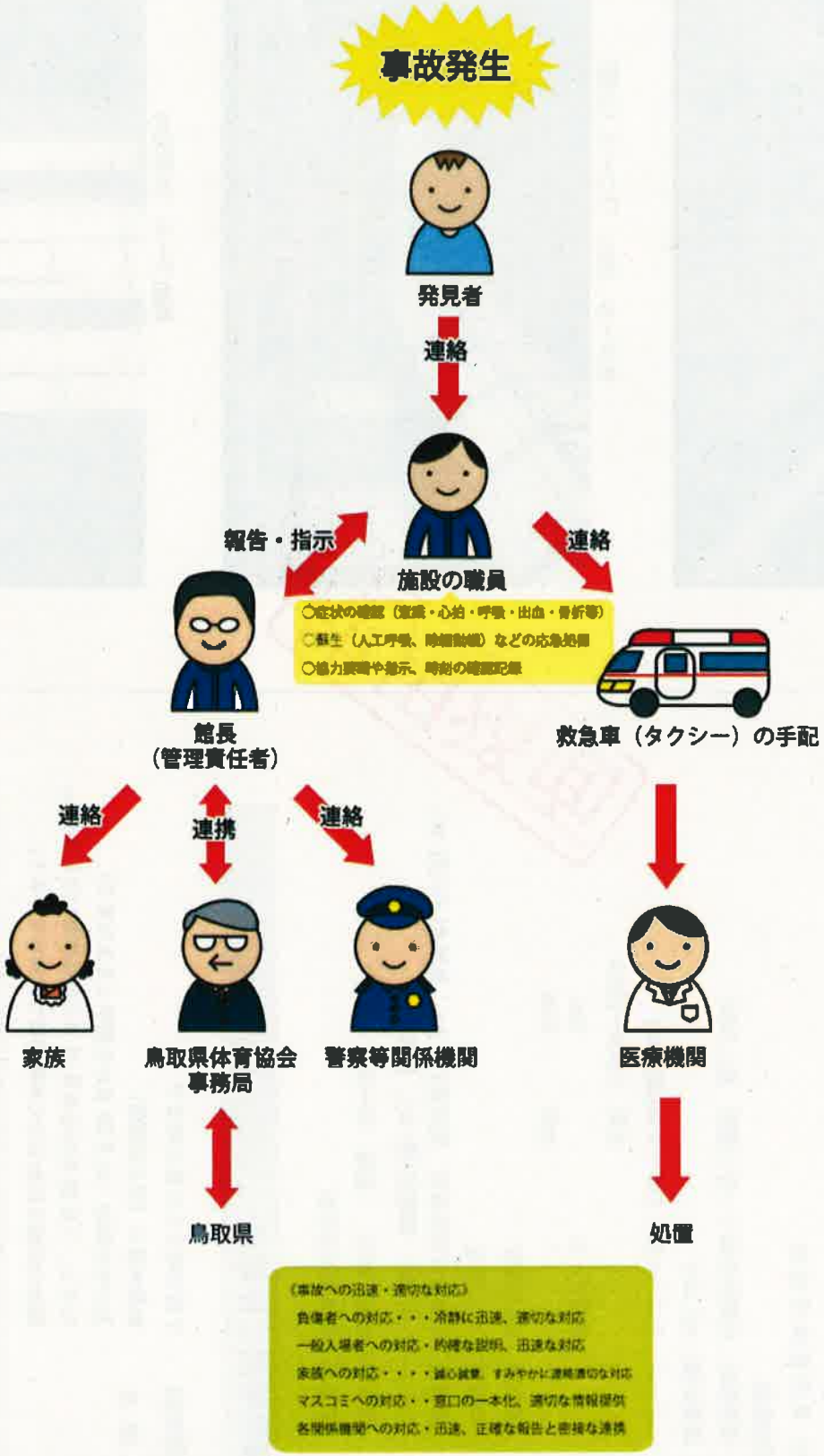

※　近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。

※　休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

③不審者等対応

・不審者対応マニュアル（別紙９）に基づき、利用者に知らせ、避難させる。また、不審者（または暴漢）を刺激しないよう、警察に連絡する。対応するときは、必ず２名以上のスタッフで行うことを徹底する。

・不審物については、安易に手を触れたり撤去をしたりしない。

④蘇生法・応急手当の実施と対応

ア）事故者の救護

事故発生の通報を受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護にあたると共に救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に対応します。

また、状況に応じては警察への連絡を行います。

個人情報保護の観点から、状況に応じて消防署を通じ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認する等の対応をとります。

イ）速やかな対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報及び処理後の報告を行い、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、速やかに適切な対応を行います。

ウ）二重事故防止措置

事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

【武道館及び敷地内での事故等に対する応急手当】

館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、「ＲＩＣＥ処置」を施せるようにします。

Rest（安静）－スポーツ活動の停止
Ice（アイシング）－患部の冷却
Compression（圧迫）－患部の圧迫
Elevation（挙上）－患部の挙上

エ）事故の再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況の把握及び記録をとるとともに、事故原因を明確にします。

また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施するなど再発防止に努めます。

⑤Ｊアラートシステムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通称：J-ALERT（Ｊアラート：ジェイアラート））は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。

対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-ALERT の最大の特長を活かし、緊急情報を受信した場合は、速やかに利用者の安全を確保し最善の対応をとります。

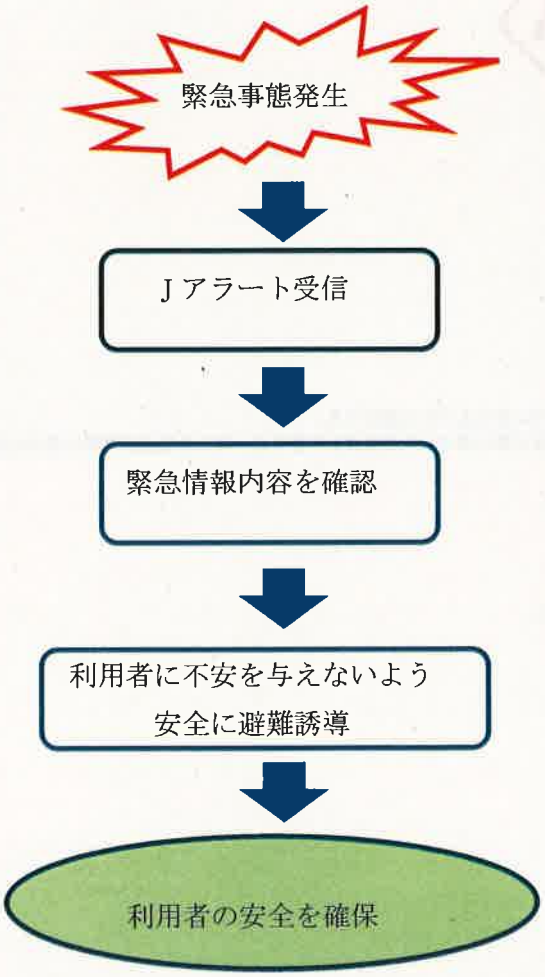

伝達される緊急情報

- 地震情報（6 種類）
- 津波情報（3 種類）
- 火山情報（3 種類）
- 気象情報（2 種類）
- 有事関連情報（4 種類）

⑥爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制

爆破物等脅迫事案が発生した場合、「爆破物脅迫事案対策マニュアル」（別紙１０）に基づき“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状況判断をしり、所管課や警察・消防署そして主催者と協議し安全を確保することに全力を尽くします。

爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制

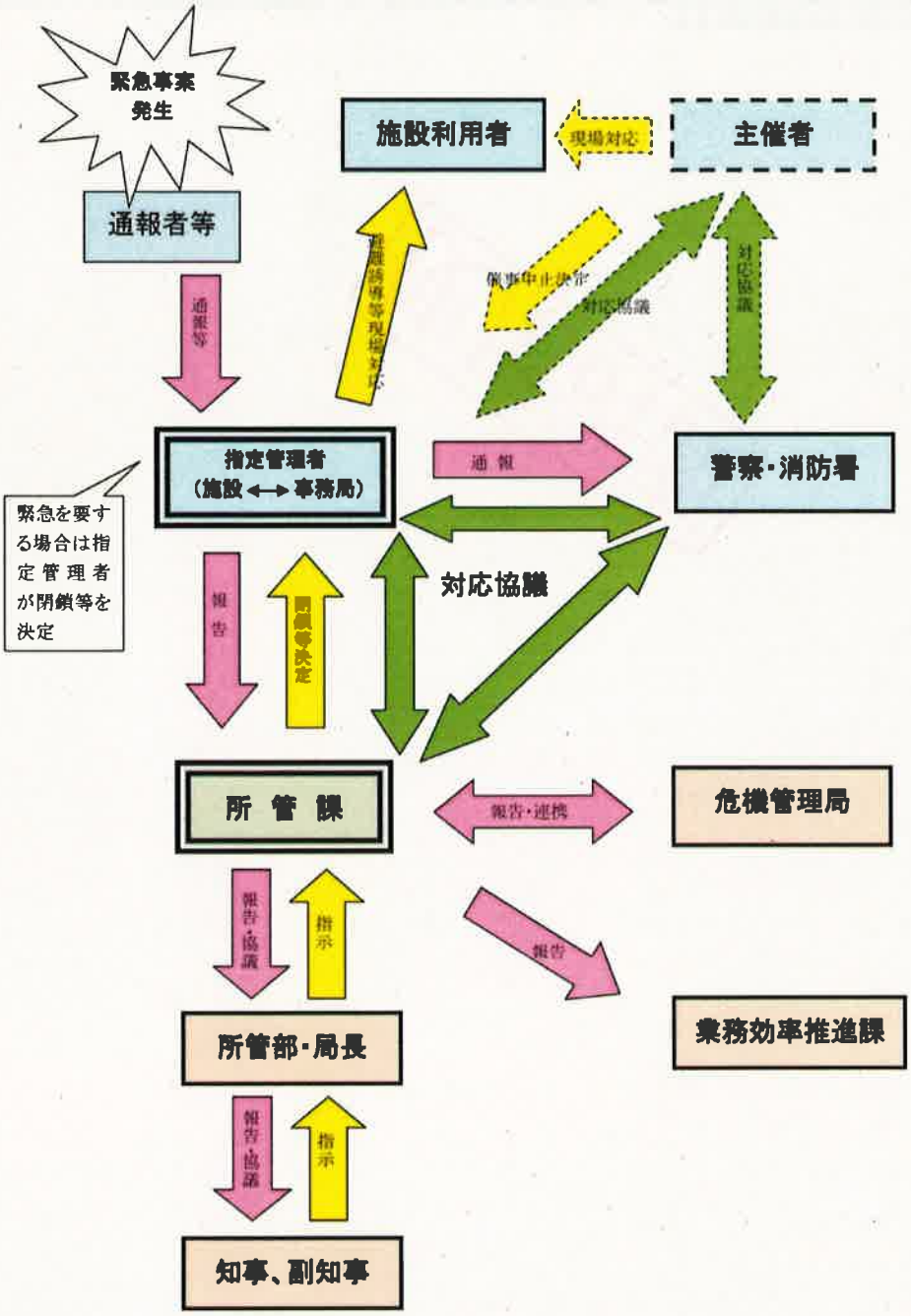

爆破物等脅迫事案対策マニュアル

（公財）鳥取県体育協会　鳥取県立武道館

爆破物等脅迫事案対策が発生した際には、鳥取県・警察・消防署等と連携を取り、施設利用者の生命・身体・財産の安全を図ることを最優先とし、次のとおり対応する。

① 爆破物等脅迫事案が発生した場合、体育協会事務局に報告。

↓

② 警察に通報及び鳥取県（鳥取県教育委員会）に報告するとともに、関係機関と協議しながら入館者の生命にかかわる事案と思われる場合には、入館者を安全な場所に避難誘導等を行い、不審な物がないか館内を捜索する。

※報道機関へ速やかに周知

↓ ・米子警察署　110　33－0110
・鳥取県 スポーツ健康教育課　26－7919（平日）　担当（土・日）

③ 鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察、大会主催者、指定管理者等で利用の可否について協議。

大会等の開催が困難な場合

↓

④ 大会の開催が困難と判断した場合、大会等の中止を決定し、大会主催者等が利用者へその旨を周知する。

↓

⑤ 館内の閉鎖等について鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察と協議の上決定する。（緊急の場合は、指定管理者が閉鎖等決定する。）
鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察について、それぞれの関係先に報告する。

↓

⑥ 地域住民等へ、爆破物等脅迫事案が発生した旨を報告。
（米子市、近隣施設へ報告。）
・米子市（防災安全課）　23－5337
・加茂公民館　29－5313
・弓ヶ浜公園管理事務室　48－1517
・陸上自衛隊米子駐屯地　29－2161
・米子ゴルフ場　29－4444
・レストランキャリーリー　30－0356

↓

⑦ 警察等の捜索により安全を確認できた場合、鳥取県（鳥取県教育委員会）と協議のもと利用を再開する。

↓

⑧ 利用再開後も必要に応じ、鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察と連携して利用状況を把握する。

大会等の開催が可能な場合

↓

④ 大会の開催が可能と判断した場合、大会主催者等が利用者へその旨を周知し、大会を再開する。

↓

⑤ 地域住民等へ、爆破物等脅迫事案が発生した旨を報告。
（米子市、公民館、近隣のお店等へ報告。）
鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察について、それぞれの関係先に報告する。
・米子市（防災安全課）　23－5337
・加茂公民館　29－5313　・弓ヶ浜公園管理事務室　48－1517
・陸上自衛隊米子駐屯地　29－2161
・米子ゴルフ場　29－4444
・レストランキャリーリー　30－0356

↓

⑥ 利用再開後も必要に応じ、鳥取県（鳥取県教育委員会）、警察と連携して利用状況を把握する。

※ 事案発生から利用再開まで一部終始をその都度鳥取県に報告する。

※ 爆破物等脅迫事案発生時の通報連絡体制（別紙1）

・鳥取県や事務局、警察等と連絡をとり、対応します。

・利用者や近隣住民の安全を第一とし、最善の処置をします。